

## 規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第六十号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第三号を削る。

様式第一号中「㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭」を削る。

様式第二号中「㊮」を削る。

様式第三号中「㊯㊰㊱」を「㊲㊳」に改め、「㊴」を削る。

様式第七号中「㊼㊽㊾㊿（㊽㊾㊿㊽㊾㊿）」を「㊿㊽㊾㊿」に改める。

様式第十号及び様式第十二号中「㊿」を削る。

様式第十四号中「㊿㊾㊿㊿㊿㊿（）」及び「㊿」を削る。

様式第十五号及び様式第十六号中「㊿」を削る。

様式第十七号中「㊿㊿」を「㊿㊿」に改め、「㊿」を削る。

様式第十八号中「㊿」を削る。

様式第十九号から様式第二十二号までの規定中「㊿」を削る。

様式第二十五号の二から様式第二十八号までの規定及び様式第三十号中「㊿」を削る。

様式第三十一号中（注）3を削り、（注）4を（注）3とし、（注）5を（注）4とする。

様式第三十五号及び様式第三十六号中「㊿㊾㊿㊿㊿㊿（）」を削る。

### 附則

1 この規則は、令和三年七月一日から施行する。ただし、様式第一号から様式第三号まで、様式第七号、様式第十号、様式第十二号、様式第十四号から様式第二十二号まで、様式第二十五号の二から様式第二十八号まで、様式第三十号、様式第三十一号、様式第三十五号及び様式第三十六号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第十一条の規定は、この規則の施行の日以後の費用の徴収額から適用し、同日前の費用の徴収額については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に

定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。